

いじめ防止基本方針



那須烏山市立荒川小学校

令和6年9月作成

目 次

1	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義と判断	1
3	いじめについての基本的な理解	2
4	いじめの防止等のための具体的取組	2
	(1) 「思いやりのある子ども」を育てる教育	2
	(2) 学校評価への位置付け	2
	(3) いじめの未然防止	3
	(4) いじめの早期発見	4
	(5) いじめの事案対処	5
	(6) いじめの解消	6
	(7) ネット上のいじめの対応	6
	(8) いじめによる重大事態への対処	7
5	いじめ防止のための組織	8
	(1) いじめ対策委員会	
	(2) いじめ対応サポートチーム	
6	いじめ防止対策の年間計画	9
別紙資料		
	・いじめ早期発見のためのチェックリスト（教職員用）	10
	・いじめ未然防止に向けて（教職員用）	11

令和6年度 那須烏山市立荒川小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では「いじめはどの児童にも、あらゆる場面でも起こりうる」「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めています。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年4月に策定しました。

平成29年12月に、県が「栃木県いじめ防止基本方針」を改定したことを受け、本校としてもいじめ防止等への取組をさらに充実させる必要があることから、本校のいじめ防止基本方針を改定しました。※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとします。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、児童一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てる教育を重視します。
- (2) 本校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本的認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「未然防止」「早期発見」「事案対処」に取り組んでいきます。
- (3) 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (4) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、那須烏山市、那須烏山市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事実の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめについての基本的な理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要であります。

4 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりのある子ども」を育てる教育

①発達段階に応じた教育

発達段階に応じて、低学年から規範意識等の醸成に努めます。

②ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、「ほめ言葉のシャワー」を合い言葉とし、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めま

す。

③人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、望ましい集団活動や分かる授業を通して、「自らの大切さや他人の大切さを認める」ことを児童自身が実感できる人権感覚を育みます。

④道徳教育の推進

「いじめをしない」「いじめを許さない」といった道徳的判断力を育むために、道徳科の授業では「親切・思いやり」「友情・信頼」の内容を重視します。また、授業参観において、道徳科の授業を行い、世代を超えた道徳的価値の交流を図ります。発達段階に応じた指導を計画的・継続的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

⑤体験活動の充実

児童に、他者や社会、自然との直接的な関わり合いの中で、自己と向き合わせるとともに、発達段階に応じて福祉体験やボランティア体験等の「生きた社会」との関わりを通して、児童の社会性を育み、互いに認め合い助け合う心を育てます。

(2) 学校評価への位置付け

①いじめ防止等のための取組

「環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、教育相談、個人懇談の実施、校内研修の実施等」に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

①「きずなづくり」「居場所づくり」

【心が通い合う学級づくり】

- ・児童にとって学級が安全、安心の場であるように、学級のルールづくり、環境づくり、児童への褒め方や叱り方など、学級担任としての力量を高め、児童がストレスを感じても他者を攻撃しない学級風土を醸成します。
- ・hyperQUの結果分析をもとに、個別に支援が必要な児童への対応を丁寧に行います。

【異年齢集団及び異校種間の活動の充実】

- ・縦割り班による児童会行事、共遊等を計画的に実施し、高学年児童は「人の役に立った」「認められた」という自己有用感を獲得し、低学年児童は高学年児童に対するあこがれを抱くようにします。
- ・幼小連携を図り、不安なく入学できるよう努めます。
- ・南那須特別支援学校との交流学习を通して、障害のある人に自然に声をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人とともに支え合う意識を醸成し、相互の触れあいを通じて、豊かな人間性を育みます。

②特別な配慮が必要な児童への対応

以下のような児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行っていきます。

- ・発達障害等の障害のある児童
- ・外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童

③「分かる授業」の実践

【基礎基本の充実】

- ・全国学力・学習状況調査やとちぎっ子学習状況調査、学力調査などの実施等、客観的なデータを蓄積・分析しながら、基礎学力の定着に努めます。
- ・休み時間等を適宜利用し、学習の遅れの生じている児童に対して、個別に支援をしていきます。
- ・担任と通級指導教室担当者との連携を図り、個別指導の充実を図ります。

④学校生活のルールや学習規律の確立

- ・「生活のきまり（よい子の約束）」や「学習のきまり（学びの約束8か条）」など学校生活や学習に関わる指導を全教職員が共通理解のもと行います。
- ・南那須中学校区で共通理解を図り、計画的・系統的に指導してしていきます。

【児童一人一人が活躍できる場の工夫】

- ・児童の主体的な学びを推進し、自分の考えを表現することを楽しみ、友達と関わり合ったり、練り合ったりする中で、自分を高める児童の育成に努めます。
- ・「豊かな表現力を育成」するために、ペアやトリオ、グループ学習など学習形態を工夫し、発表の仕方や説明する際の技術（話形）などを児童に身に付けさせるとともに、タブレット端末（ジャムボード）などを活用して自分の考えをまとめられるようにします。授業の中で、児童

一人一人が活躍できる場や役割を組み込んでいきます。

- ・タブレット端末をはじめとするICT機器を効果的に活用し、児童の興味・関心を高めるとともに、意欲的に課題解決を図ることができるようにします。

⑤道徳教育・人権教育の充実

- ・いじめ防止につながる発達支持的児童指導や望ましい集団活動や分かる授業を通して、「自らの大切さや他の人の大切さを認める」ことを児童自身が実感できる人権感覚を育みます。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」といった道徳的判断力を育むために、内容項目「思いやり・親切」「生命の尊さ」を重点項目に位置付け、教師と児童がともに考える道徳科の授業を行います。
- ・授業参観において、道徳科の授業を行い、世代を超えた道徳的価値の交流を図ります。

⑥家庭・地域との連携

P T A総会や学年懇談会、学校運営協議会等で、いじめ防止基本方針やいじめの実態等の情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを理解してもらうために、授業参観で道徳科の授業を実施したり、学校だよりや学年だより、HPで啓発活動を行ったりします。

⑦インターネット上（携帯電話やタブレット等）のいじめ防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルの指導にあたります。

- ・全学年、発達段階に応じ、インターネット上のルール（情報モラル）の指導を行います。その際、県教委発行の「情報モラル指導資料」や「G I G Aワークブックとちぎ」を活用して、指導します。
- ・授業参観や親子活動等を活用して、親子でいっしょに考える機会を設けるなど、保護者への啓発を行います。
- ・関係機関等と連携して教職員の研修を実施し、情報モラルに関する指導力の向上を図ります。

(4) いじめの早期発見

すべての教職員が、児童の様子を見守り日常的な観察を行うことにより、児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、情報に基づいて複数の教職員で速やかにいじめの判断及び早期対応していきます。

児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることはしません。

【日常の観察】

- ・児童と向き合う時間をなるべく多く確保し、授業中や休み時間等児童の様子に目を配ったり、声かけを行ったりする中で、体調の変化や表情の変化、交友関係、服装や言葉遣い、欠席状況等の変化に気付くようにします。その際、「いじめの早期発見のためのチェックリスト」【別紙1】を活用します。
- ・連絡帳や出欠連絡アプリ等の活用などにより、担任と児童、保護者が日頃から連絡を密に取ることによって信頼関係を構築し、情報を得やすくします。

- ・児童指導連絡会を定期的開催し（毎週月曜日）、気になる児童の情報交換を行い、その後の対応に生かします。

【定期的な情報収集】

- ・毎月末の「いじめに関するアンケート」や【別紙2】、6月、9月、1月の教育相談と相談前に行う「心のアンケート」【別紙3】など、アンケートや教育相談を通して上がってきた事案については、実態を把握した上で、教頭（集約担当）を通して校長に報告し、校内いじめ対策委員会で対応を協議するか否か判断を仰ぎます。
- ・4月、7月、2月の学年懇談会と5月、11月の個人懇談で、保護者から出された事案については、実態を把握した上で、校内いじめ対策委員会で対応を協議するか否か判断を仰ぎます。
- ・いじめを相談しやすい校内体制を構築し、学校だよりや学年だより等を通して、いじめに悩んだときの相談方法について知らせます。
- ・学期末や学年末、長期休業明けには、学習面や生活面の振り返りを行い、その結果から児童の変化や悩みに気付くようにします。

(5) いじめの事案対処

- ・いじめの事実やいじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。
- ・いじめを受けた児童、保護者に確認し、被害児童が安心して教育が受けられる環境を作ります。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門家に参加していただき、被害児童の心の安定を図ります。
- ・特定の教職員が抱え込むことなく、情報を共有し、組織で対応します。

【いじめが起きた場合の対応】

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。
- ・児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ・担任がいじめを発見、報告を受けた場合は、特定の教職員で問題を抱え込まず、速やかに情報集約担当（教頭）に報告します。
- ・いじめの事実やいじめが疑われる情報を得たときには、「校内いじめ対策委員会」を招集し、組織が中心となって、いじめの有無を確認します。
- ・いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者等から詳しく事実関係を得て、正確に把握します。組織が中心となり複数の教職員で連携し、いじめの有無の確認をします。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導します。
- ・教職員全員が共通理解し、事実確認の結果を保護者に連絡するとともに、協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、那須烏山市教育委員会、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、那須烏山警察署と連携して対処します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに那須烏山警察署に通報し、適切に援助を求めます。

【いじめられた児童への支援】

○児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守ること」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力のもと、見守りを行うなど、児童の安全を確保します。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝えます。
- ・「いじめられているあなたにも責任がある」という考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ます。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図ります。
- ・いじめに係る行為が止んで、継続して3ヶ月以上経過しかつ、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。

○保護者に対して

- ・家庭訪問や電話連絡等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝えます。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を図りながら、解決に向けて取り組むことを伝えます。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝えます。

【いじめた児童への支援】

○児童に対して

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、指導に当たります。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き取りを行い、児童の背景にも目を向けます。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- ・事実関係を正確に聴取し、迅速に保護者に連絡します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を理解してもらえるように説明します。また、いじめられた児童やその保護者の

つらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導も依頼します。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを学校と保護者が一緒に考えていけるよう、具体的に助言します。

【周りの児童への対応】

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示します。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事案も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為（心理的又は物理的な影響を与える行為）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）を継続している。
- ②いじめられた児童が心身の苦痛を受けていない。※本人や保護者の面談等で確認する。

(7) ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめの発見には、SNS やメールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携しながら取り組みます。

ネット上のいじめを発見した場合は、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や法律違反など、事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応します。

①ネット上の不適切な書き込み等に関する措置

- ・書き込み画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組みます。
- ・警察サイバー対策支援室や那須烏山警察署生活安全課等の専門機関に相談し、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。

②指導のポイント

- ・ネット上で、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり決して転送しないこと。

(8) いじめによる重大事態への対処

【重大事態の意味】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

【重大事態対応の流れ】

①いじめの疑いに関する情報

- ・「校内いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報を収集、記録し、共有を図ります。
- ・いじめの事実確認を行い、結果を市教育委員会に報告します。

②重大事態発生（認知）の場合

- ・直ちに那須烏山市教育委員会に重大事態の発生を報告します。
- ・那須烏山市教育委員会からの調査主体の判断を得て対応します。

【学校が調査の主体となる場合】

①「校内いじめ対策委員会」に那須烏山市教育委員会、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関や専門家が加わり、事実確認を速やかに調査します。

②これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施します。

(アンケート等の調査に先立ち、得られた結果はいじめられた児童や保護者に提供する場合があります。ことを調査対象の児童や保護者に説明しておきます。)

③いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供します。(関係者の個人情報に十分配慮します。)

④調査結果を市教育委員会に報告します。

(いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。)

⑤調査結果を踏まえ、対応を協議し、必要な措置を取ります。

【那須烏山市教育委員会が調査の主体となる場合】

①那須烏山市教育委員会の指導のもと、資料の提出など調査に協力します。

5 いじめの防止等のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

〈構成員〉

校長 教頭 教務主任 児童指導主任 学級担任 養護教諭 教育相談担当
特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー 保護者代表 等

〈活動〉

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・いじめ（の疑い）への指導、支援の体制の構築及び方針の決定
- ・「思いやりのある子ども」を育てるための具体的な活動の計画、実施、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や教育相談の計画と実施後の対応
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検及び検証

(2) いじめ対応サポートチーム（ケース会議）

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポートチーム」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

〈構成員〉

校長 教頭 教務主任 児童指導主任 学年主任 学級担任 養護教諭 教育相談担当
スクールカウンセラー 等

※サポートチームは、実働部隊であることから、いじめ対策委員会において決定します。

〈活動〉

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個人面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との外部人材や児童相談所などとの連携

6 年間計画

学期	月	指導・活動内容			
		組織的対応	未然防止	早期発見	評価・校内研修等
1 学期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画及び組織づくり ・児童指導連絡会 (毎週月曜日:通年実施) ・荒川小いじめチェックシートの活用(別紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き、学級集団づくり ・生活ルールの確認 ・学習ルールの確認 ※随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート(通年実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの理解と対応についての共通理解
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル授業 		<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する児童の共通理解と対応
	6		<ul style="list-style-type: none"> ・HyperQUの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談の実施と情報共有 	
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討 ・学校評価(前期)結果分析と後期取組の確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・HyperQU 結果分析と対応策検討(研修会) ・学校評価(自己評価) ・特別別支援教育に関する研修会
2 学期	8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の児童の様子についての情報交換 		<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談の実施と情報共有 	
	1 0				<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する児童の変容と対応の確認
	1 1		<ul style="list-style-type: none"> ・HyperQUの実施 		
	1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・HyperQU 結果分析と対応策検討 ・人権教育に関する研修会
3 学期	1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の児童の様子についての情報交換 ・学校評価(後期)結果分析と次年度取組の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価(自己評価) ・児童、保護者アンケート
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止連絡協議会 			<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価結果公表(HP)
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期の取組の反省と来年度の取組の検討 			<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する児童の引き継ぎ

いじめ早期発見のためのチェックリスト(教職員用)

別紙1

(月 日 ~ 月 日)

記入者名

(1)いじめられている児童のサイン

- 欠席や遅刻が増える。
- 教師と視線が合わず、うつむいている。挨拶をしなくなる。(元気のない挨拶)
- いつもと違う友達と登校している。
- 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。
- 欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- 必要以上に保健室やトイレに行く。
- 学習用具、机、椅子等が散乱している。
- 発言すると周囲がざわつく。
- 授業中、ぼんやりしていて、作業が継続しない。
- 教科書やノート等に落書き、汚れがある。
- グループ分けの際、孤立する。グループ活動中に友達から話しかけられない。
- 休み時間、自分の席から離れようとしめない。
- 訳もなく階段や廊下を歩いている。
- 用がないのに職員室や保健室を訪ねる。
- 友達とふざけ合っているが表情が冴えない。
- 一人で片付けをしたり、一人離れて清掃をしたりしている。
- 衣服が汚れていたり、ぬれていたりする。
- 慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。
- くつ、ランドセル、傘などの持ち物が紛失する。

(2)いじめている児童のサイン

- 教室や廊下などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- 特定の児童にだけ、周りの児童が異常に気を遣っている。
- 仲間だけが分かるようなサインや隠語を使っている。
- 教師が近づくと、グループの児童が急に仲が良いふりをしたり、または不自然に分散したりする。
- 自己中心的な言動が目立つ児童がいる。

(3)教室でのサイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 発言に対するヤジや冷やかしが聞こえる。
- ルールを守らない児童が多い。
- 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- 机にいたずらがあったり、落書きがある。
- 何か起きると特定の児童の名前がでる。
- 特定の児童の机や椅子を離して座ろうとする。
- 配付したプリント等が、特定の児童に渡っていない。
- 席替えの際、特定の児童の隣の席になることを嫌がる。
- 清掃の際、特定の児童の机が運ばれない。

いじめ未然防止に向けて

日頃からこんなことに気をつけましょう！（学級の様子）

- 1 「教師の目の届きにくい時間、届かない場所の児童」が見えているか。
始業前
休み時間（準備・着替え・トイレ）
運動会や児童会行事等の前後（準備・片付け）
- 2 黒板はきれいに消されているか。
- 3 黒板の溝にチョークの粉がたまっていたり、床がチョークの粉で汚れたりしていないか。
- 4 掲示物は最新のものになっているか。児童の掲示物に誤字脱字はないか。
- 5 掲示物の四隅はきちんと留められているか。
- 6 掲示物にいたずらはないか。
- 7 背面黒板が日々管理されているか。
- 8 ロッカーの中及び上は、整理整頓されているか。
名前シールがはがれていないか。
ランドセル等がはみ出していないか。
教科書等の学習用具は置かれていないか。
配付されたプリント類が置かれていないか。
- 9 清掃用具の整理整頓ができているか。
雑巾はきれいに洗い、絞られ、干されているか。
- 10 図書コーナー（学級文庫）の本は、整理整頓されているか。
- 11 教室の前面は学習に集中できるようになっているか。
掲示物の配置、配色はどうか。
黒板や壁にむやみに掲示物が貼られていたり、連絡が書かれたりしていないか。
- 12 児童の手作り感が教室環境にあるか。
- 13 教師の机の上、周り、教室前面のロッカー内の整理整頓ができているか。（担任が管理）
- 14 児童の机の横にむやみに物がかかっていないか。床に学習用具を置いていないか。
- 15 カーテンはきちんと束ねてあるか。
- 16 ごみはたまっていないか。
- 17 教室内にごみが落ちていたり、机が乱雑になつたりしていないか。
下校前、児童に机の整理整頓をさせる。下校後、担任が教室環境を確認し、翌日児童が登校したときに整然とした教室でありたい。
- 18 靴箱の靴のかかとかがそろっているか。名前シールは剥がれていないか。
- 19 靴のかかとかがふまれていないか。
- 20 トイレが常に清潔になっているか。
- 21 教師が時間を守って行動しているか。